

災害時における安否不明者等の氏名等公表方針

令和5年6月
京 都 府

1 趣旨

災害発生時において、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化に資するため、安否不明者（行方不明者を含む）及び死者について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）の趣旨を踏まえた上で、氏名等の公表に係る方針を策定する。

2 定義

- (1) 「安否不明者」：当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者
- (2) 「行方不明者」：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
- (3) 「死者」：当該災害が原因で死亡した者

3 公表基準（別表：公表基準の対応表のとおり）

(1) 安否不明者（行方不明者を含む）

次の条件をすべて満たす場合に公表する。

- ア 救助活動の効率化・円滑化に資すると認められる場合
- イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合
- ウ 家族等の同意が得られた場合
ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合は、家族等の同意を得ずに公表する場合がある。

(2) 死者

原則非公表とする。

ただし、報道機関から要請があった場合で、次の条件をすべて満たす場合に氏名等を公表する。

- ア 遺族等の同意がある場合
(遺族等を代表する者からの同意を基本とする。)
- イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合

4 公表範囲

氏名（フリガナ）、住所（原則、大字まで）、年齢

5 公表に係る役割分担

(1) 京都府

氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応

(2) 市町村

- ・安否不明者（行方不明者を含む）、死者の名簿作成及び京都府への提供
- ・住民基本台帳の閲覧制限措置の有無を確認

(3) 警察本部

死者及び独自に捜索依頼を受けた安否不明者の情報を京都府と情報共有

(4) その他

氏名等を公表する場合の家族（遺族）等への同意確認は、京都府又は市町村が実施

6 公表方法等

(1) 安否不明者（行方不明者を含む）

報道機関への資料提供及び京都府ホームページに掲載

(2) 死者

報道機関から要請があった場合に、府から資料提供を行う。

7 その他

本公表方針は、市町村が独自に行う公表を妨げるものではない。

ただし、市町村において本公表方針によらず独自に公表・非公表の取り扱いをする場合は、あらかじめ京都府と調整する。

【別表】 公表基準の対応表

区 分	救助活動の効率化等に資する	住民基本台帳の閲覧制限(※1)	家族・遺族等の同意	公表・非公表	ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合(※2)
安否不明者 (行方不明者を含む)	○	制限なし	同 意	公 表	【公表】
			不同意	非公表	
死 者		制限あり	同 意	公 表	【非公表】 本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
			不同意	非公表	

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しなどの交付を制限されていることをいう。

※2 救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合は、同意がない場合であっても公表する。